

## 環境保全型農業推進運動協定締結団体に係る愛称及びシンボルマーク使用規程

この規程は、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、神奈川県知事と環境保全型農業推進に係る協定を締結した生産者組織等（以下「協定締結団体」という。）のPRを図るために、平成15年3月末に公募により定めた愛称及びシンボルマークの使用について定める。

### 第1 愛称及びシンボルマーク

#### 1 愛称

協定締結団体に係る愛称を「愛！農かながわ生産団」という。

#### 2 シンボルマーク

シンボルマークは別添のとおりとする。

### 第2 使用対象

愛称及びシンボルマークの使用対象は、次のとおりとする。

#### 1 協定締結団体

第4に定める使用の届出を環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に行った協定締結団体。

#### 2 作物

第4に定める使用の届出を農水産部長に行った協定締結団体の構成員が栽培した作物。

ただし、要領第3に定める環境保全型農業推進に係る協定締結協議書の実践しようとする環境保全型農業栽培技術のうち使用届に記載された方法で栽培された作物で、栽培履歴が記帳されている作物に限る。

### 第3 使用基準の遵守

愛称及びシンボルマークを使用する協定締結団体は、次の使用基準を遵守すること。

#### 1 使用対象

第2の使用対象のみに使用できる。

#### 2 栽培履歴の開示

作物に対して愛称及びシンボルマークを使用する場合は、栽培履歴の開示請求があった場合には原則として請求に応じること。

#### 3 協定締結団体の明記

作物に対して愛称及びシンボルマークを使用する場合は、使用団体がわかるように団体名を愛称又はシンボルマークに近接して記載すること。

#### 4 使用確認者の設置

##### (1) 使用確認者

愛称及びシンボルマークを作物に使用する協定締結団体は、使用対象の作物のみに使用されていることを確認するために、使用確認者を設置すること。

なお、使用確認者を複数置く場合には、使用確認者の中から総括確認者を置くこと。

##### (2) 使用確認者の職務

使用確認者は、愛称及びシンボルマークが第3の使用基準及び第4の使用の届出の内容に適した使用がなされていることを確認し、第3の5の使用状況報告にあわせて、その確認状況を農水産部長に報告すること。

また、使用対象作物以外に使用するなど不適切な使用が認められた場合には、その使用を中止させること。

#### 5 使用状況報告

第4の使用の届出を行った協定締結団体は、愛称及びシンボルマークの過去1年間の使用状況を農水産部長に報告すること。

#### 6 有機農産物や特別栽培農産物等の農産物認証制度との区別

愛称及びシンボルマークの使用にあたっては、協定書及び宣言文を掲示するなどの方法により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）における有機農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる表示等の農産物認証制度と、消費者が混同しないような適切な表記に努めること。

### 第4 使用の届出

使用の届出は、次のとおりとする。

#### 1 使用の届出

愛称及びシンボルマークを使用しようとする協定締結団体は、環境保全型農業推進運動協定締結団体に係る愛称及びシンボルマーク使用届（別紙様式1号）（以下「使用届」という。）を協定締結団体の所在地を管轄する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

提出を受けた所長は、内容を確認の上、農水産部長に進達する。

#### 2 届出の有効期間

届出の有効期間は、要領第2の3の協定締結期間内で、使用届に記載された使用期間とする。

#### 3 変更の届出

届出内容のうち次の事項に変更があった場合には、環境保全型農業推進運動協定締結団体に係る愛称及びシンボルマーク変更使用届（別紙様式2号）（以下「変更届」という。）を行う。変更の届出は、第4の1に準ずる。

- (1) 使用方法
- (2) 使用予定の作物及び環境保全型農業栽培技術の内容
- (3) 使用予定者の増を伴う使用予定者名簿
- (4) 使用確認者名
- (5) 栽培履歴の開示請求があった場合の連絡先

## 第5 使用状況報告

第3の5の使用状況報告は、次のとおりとする。

使用の届出を行った協定締結団体は、届出の有効期間において毎年1回、4月30日又は使用届に記載した報告期限の前月末までの過去1年間の愛称及びシンボルマークの使用状況について、環境保全型農業推進運動協定締結団体に係る愛称及びシンボルマーク使用状況報告書（別記様式3号）を所長に提出する。

提出を受けた所長は、内容を確認の上、農水産部長に送付する。

## 第6 使用の中止

農水産部長は、使用対象以外の使用及び使用基準の遵守されていない使用がなされている場合には使用者に対して愛称及びシンボルマークの使用の中止を命じることができる。

## 第7 その他

- 1 印刷の原稿として使用する清刷版の配付については、所長から配付する。  
なお、配付枚数は、1団体につき1組とする。
- 2 この規程に定めるもののほか、愛称及びシンボルマークの使用に必要な事項については、農水産部長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「環境保全型農業推進運動に係る愛称及びシンボルマークの使用に係る規程」及び「環境保全型農業推進運動に係るシンボルマークの清刷版の配布規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 7 日から施行する。

( 別 添 )

